

○条例以外で定める職員配置、設備及び運営等に関する基準

※認定こども園法、施行規則及び国の通知により規定・整理

項 目		基準の内容
職員配置・資格要件等	職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長及び保育教諭は必ず配置</li> <li>・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は必ず配置</li> </ul>
	園長等の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は、原則として、教諭の専修免許状又は一種免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。</li> <li>・ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。</li> <li>・「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、<u>設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)</u>が認めた場合とする。(規則での定め)</li> <li>・副園長及び教頭については、上記の規程を準用する。</li> </ul> <p>※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。            ※ 国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。            ※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。</p>
	短時間勤務(非常勤)の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のうち講師については、短時間勤務(非常勤)として取り扱うことができる。</li> </ul> <p>※保育教諭等は常勤が前提であり、短時間勤務(非常勤)の配置基準上の取り扱いは通知で整理予定。</p>

項 目		基準の内容
設備	建物及び付属設備の一体的設置	<p>・幼保連携型認定こども園は「単一の認可施設」となるため、建物及びその付属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む）を前提とする。</p> <p>【移行特例】  ○「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合（<u>幼稚園・保育所の両方を廃止し、当該幼稚園・保育所の土地や施設を活用する場合も含む</u>）</p> <p><u>以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。</u></p> <p>①教育・保育の適切な提供が可能であること（現行特例と同様）  ②子どもの移動時の安全が確保されていること（現行特例と同様）  ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備（※）を有していること。（なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できる。）→現行特例に追加</p> <p>※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない</p>
運営	園児要録・出席簿	・在園する全ての子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）を作成することとし、転園した場合や進学した場合の園児要録（仮称）の写し等を併せて送付。
	職員会議	・幼稚園基準と同様に、職員会議（園長の職務の円滑な執行に資する）を置くことができる。
	運営状況評価	・運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告を義務付けることとし、関係者評価と第三者評価は努力義務。
	健康診断の実施	・健康診断を少なくとも1年2回実施。
	感染症に係る臨時休業・出席停止	<p>・感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。</p> <p>・感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。</p>